

令和2年8月3日
(名称) 町田市

1. 生活交通改善事業計画の名称						
連節バス導入計画						
2. 利用環境改善促進等事業の目的・必要性						
<p>2016年3月から相原駅西口広場の供用を開始したが、法政大学行きバス待ち列が約400人（2017年4月）発生しており、整列・誘導等対策を講じているが、広場内の混雑や歩行者の通行の妨げが問題となっている。</p> <p>一度に多くの利用者が発生するJR横浜線の電車到着にあわせ、短時間に多くの乗客輸送が可能な連節バスを導入することにより、車内混雑緩和、駅前広場のバス待ち列の解消などの、路線バスの利用環境改善を図る。</p>						
3. 利用環境改善促進等事業の目標及び効果						
(1) 事業の目標 ※数字などを示し、定量的な目標を記載。						
<p>相原駅西口から法政大学に向かう朝の時間(8時台および10時台)の輸送力を増強させ、バス待ち列を減少させる。</p> <table border="0"> <tr> <td>ピーク時間帯輸送力</td> <td>8:45～9:00</td> <td>200人→310人(110人増)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10:30～11:00</td> <td>320人→390人(70人増)</td> </tr> </table>	ピーク時間帯輸送力	8:45～9:00	200人→310人(110人増)		10:30～11:00	320人→390人(70人増)
ピーク時間帯輸送力	8:45～9:00	200人→310人(110人増)				
	10:30～11:00	320人→390人(70人増)				
(2) 事業の効果						
<p>法政大学系統路線に連節バス3台を導入することにより、電車到着時の輸送を効率的に行い、相原駅西口広場のバス待ち列による混雑を緩和し、利便性を確保することができる。</p>						
4. 利用環境改善促進等事業の内容と当該事業を実施する事業者						
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）						
(内容) 連節バスの導入（連節バス3台、ICカード車載器、バスロケ）：神奈川中央交通（株）						
(2) 関連事項						
(地方公共団体の各種計画との位置付け、計画内容) 2006年2月に策定した「町田市交通マスタープラン」の基本目標Ⅰに掲げる「だれもが公共交通を使って不便なく移動できるまちにする」に基づく。						

(事業実施地域) ※市区町村名を記載。 東京都町田市
(他の交通事業者との連携状況) ※自社グループ内での連携を除く。 なし
(他の交通機関との連携状況) ※鉄道、海運、航空等。 なし
(公共交通以外の分野との連携状況) ※観光、商業等。 なし
(事業を実施すべき緊急性) 相原駅西口駅前広場でのバス待ち列の問題解消に向けては、整列・誘導等の対策だけでは限界があるため、一度に多くの輸送が可能な連節バスを導入して輸送力の増加を図り、利用者の混雑緩和・利便性確保を早急に行う必要がある。

5. 利用環境改善促進等事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
2020年度(当該年度)					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
連節バス 導入	243,114千円	81,038千円	千円	千円	162,076千円
	100%	33.3%	%	%	66.7%
※総事業費については見込み額を記載 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。					

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印(←→)、または横棒線(——)で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
連節バス導入	●————●											
	交付決定後着手3月31日完了予定											

7. 協議会の開催状況と主な議論
(協議の結果を記載します)

8. 利用者等の意見の反映

特になし

9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	
関係市区町村	町田市都市づくり部交通事業推進課（事務局）
交通事業者・交通施設管理者等	（社）東京バス協会、神奈川中央交通（株）、小田急バス（株）、京王電鉄バス（株）、東京都南多摩東部建設事務所、警視庁町田警察署、警視庁南大沢警察署
地方運輸局	東京運輸局東京運輸支局
その他協議会が必要と認める者	東洋大学教授、町田B・T・D協議会、東京ハイヤー・タクシー協会三多摩支部、利用者代表等

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。